○外務省告示第三百四十七号

一　カザフスタン共和国政府及びインドネシア共和国政府は、平成九年九月五日にウィーンで採択された「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の批准書を、それぞれ、平成二十二年三月十日及び平成二十三年四月一日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年六月八日にカザフスタン共和国について、また、平成二十三年六月三十日にインドネシア共和国について、それぞれ効力を生じた。

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際原子力機関事務局長に寄託した。

モンテネグロ	平成二十二年八月九日
ガーナ共和国	平成二十三年六月一日
アルバニア共和国	平成二十三年六月二十九日
サウジアラビア王国	平成二十三年九月十九日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十三年九月十九日
チリ共和国	平成二十三年九月二十六日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成二十四年八月二日
モーリシャス共和国	平成二十五年四月十五日
アルメニア共和国	平成二十五年五月二十二日
オマーン国	平成二十五年五月二十八日
マルタ共和国	平成二十五年九月十六日
ベトナム社会主義共和国	平成二十五年十月九日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

モンテネグロ	平成二十二年十一月七日
ガーナ共和国	平成二十三年八月三十日
アルバニア共和国	平成二十三年九月二十七日
サウジアラビア王国	平成二十三年十二月十八日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十三年十二月十八日
チリ共和国	平成二十三年十二月二十五日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成二十四年十月三十一日
モーリシャス共和国	平成二十五年七月十四日
アルメニア共和国	平成二十五年八月二十日
オマーン国	平成二十五年八月二十六日
マルタ共和国	平成二十五年十二月十五日
ベトナム社会主義共和国	平成二十六年一月七日

（平成二十二年六月八日付け、同年九月七日付け、平成二十三年五月五日付け、同年七月十四日付け、同年七月二十六日付け、同年十月十八日付け、同年十月二十五日付け、同年十一月十日付け、平成二十四年八月十六日付け、平成二十五年五月十四日付け、同年六月十八日付け、同年六月二十日付け、同年十月八日付け及び同年十月二十二日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十六年十一月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第四百七号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十六年十一月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
とうもろこし	除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＯＮ８８０１７系統（スイートコーン）	日本モンサント株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＯＮ８９０３４系統（スイートコーン）	日本モンサント株式会社

○農林水産省告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字津浪字附ケ地三の二、四の二、五の三、大字坪野字附地平一〇〇〇一の一、字附ケ地一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市大分字ハツカシ九三六八の七、九三六八の四〇、九三六八の四二、九三六八の四一・九三六八の五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県みやま市瀬高町小田字西谷二〇二五の一一、二〇二五の一四、二〇二五の一二五、二〇二五の一二六、字西谷ノ一　二〇二九の一から二〇二九の一八まで、二〇二九の二〇、二〇二九の二一、二〇二九の二三、二〇二九の二四、二〇二九の二六、二〇二九の二八、二〇二九の二九、二〇二九の三一、二〇二九の三二、二〇二九の三四から二〇二九の四四まで、二〇二九の四六、二〇二九の四八から二〇二九の五四まで、二〇二九の二二・二〇二九の三〇・二〇二九の三三・二〇二九の四五・二〇二九の四七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字東谷二四六三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二十一号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十七年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Ｃのグループ一に属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

平成二十六年十一月十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、平成二十六年十一月二十五日から平成二十六年十二月一日までとする。